

除 籍

除 籍

学生の身分を失うこと。

次に該当する場合は、除籍の対象となります。

- (1) 在学年数が所定の年数を超える場合（学則第 9 条）
- (2) 授業料等の納付金を滞納し、督促してもこれに応じない場合（学則第 38 条第 3 項）
- (3) 休学期間の満了日に達しても、なお就学できない場合（学則第 28 条第 3 項）
- (4) 休学期間満了となっても所定の手続きをとらない場合
- (5) 死亡または行方不明になった場合

Ⅱ

事務手続き